

【テーマ】 「進歩性 公知常識に関する解説」

【講師】 後藤特許事務所 中国弁理士 譚 粟元(タン ソウゲン)氏

【開催日時】 2018年9月7日(金) 18:30～20:00

【場所】 機械振興会館 B3-9号室

【セミナー概要】

■進歩性に関する条文

■歩性に関する審査基準

(1) 突出した実質的特徴

= 先行技術から非自明

(非自明 = 技術的示唆がない)

(2) 顕著な進歩

= 先行技術に対し有益な効果

■公知常識とは

・教科書、技術辞典又は技術マニュアルに開示された、課題を解決するための慣用技術手段。

・特許文献は、公知常識として、認められにくい。

その理由:

(1) 特許文献は、公知常識として列挙されていない。

(2) 無効審判において、特許文献を証拠とする場合、提出時期が厳しいが、公知常識を証拠とする場合、提出時期が緩い。

■特許文献が公知常識でない典型判例

■審査実務における公知常識の認定

・審査実務において、相当の割合で相違点が公知常識と認定されているにも関わらず、この相違点が公知常識であることを裏付けるものは、提示されない。

・出願人は、審査官が相違点を公知常識とした認定に対し異議がある場合、審査官は、当該異議に対し理由を説明し又は証拠を提示しなければならない。

・しかし、審査段階において、審査官に対し異議を申し立てるだけでは、当該認定を覆すことができないおそれがあるため、他の対応策が求められる。

■公知常識に関する認定の対応策

■公知常識と認定された典型審決

■ 公知常識と認められない判例

■ まとめ

1. 公知常識

教科書、技術辞典又は技術マニュアルに開示されたものであるが、原則、特許文献に開示されるものではない。

2. 公知常識の立証責任

立証責任は、常に主張側にある

3. 相違点が公知常識と認定された場合の対応策

対応策の検討フローに沿って検討することが重要だと思われる。

以上